

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により，次のとおり縦覧に供する。

平成21年5月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
みやぎ生活協同組合明石台店
黒川郡富谷町明石台6丁目1-36 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
みやぎ生活協同組合 専務理事 宮本 弘
仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2
- 3 市町村の意見の概要
 - (1) 駐車場出入口には，道路を通行する一般車両が出入口であることが分かるように，敷地内に「駐車場出入口」を示す看板を設置願います。
 - (2) 駐車場出口には，駐車場内に「停止線」の表示及び「止まれ」標識（看板）を設置願います。
 - (3) 駐車場内には，方向毎に利用すべき出口を示す誘導看板を設置願います。
 - (4) 所在地の東側は，第一種低層住居専用地域であることから，夜間に開放することとなる東側の出口には，夜間の静かな走行を促す看板を設置願います。
- 4 地域住民等の意見の概要
なし
- 5 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター及び富谷町役場
- 6 縦覧期間
平成21年5月20日から平成21年6月22日まで（ただし，閉庁日を除く。）